

金融庁告示第六十七号

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府令第十二号）第七条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する農水産業協同組合は農林中央金庫とし、平成二十三年五月三十一日から適用する。

平成二十三年五月三十一日

金融庁長官 三國谷勝範